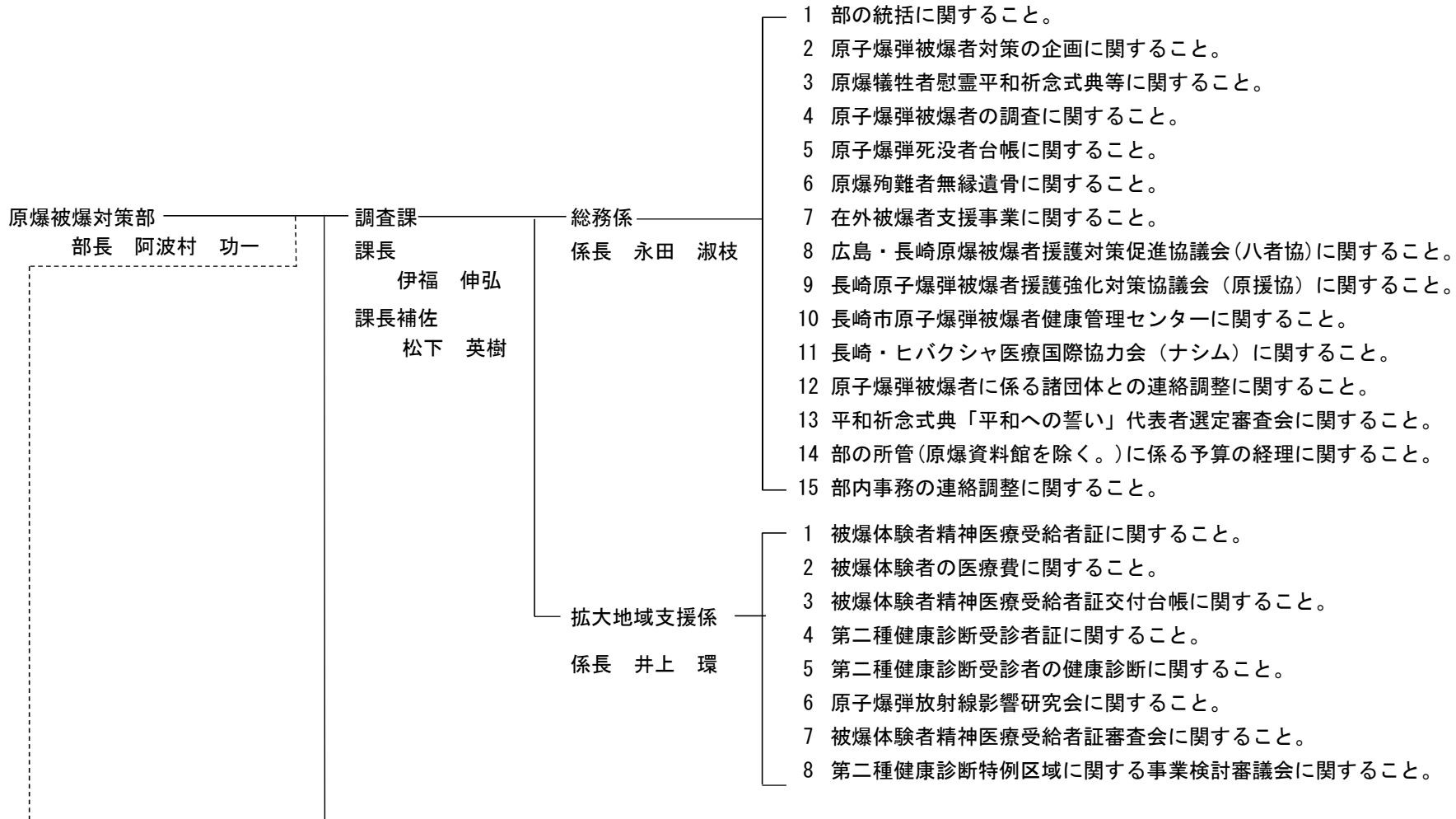


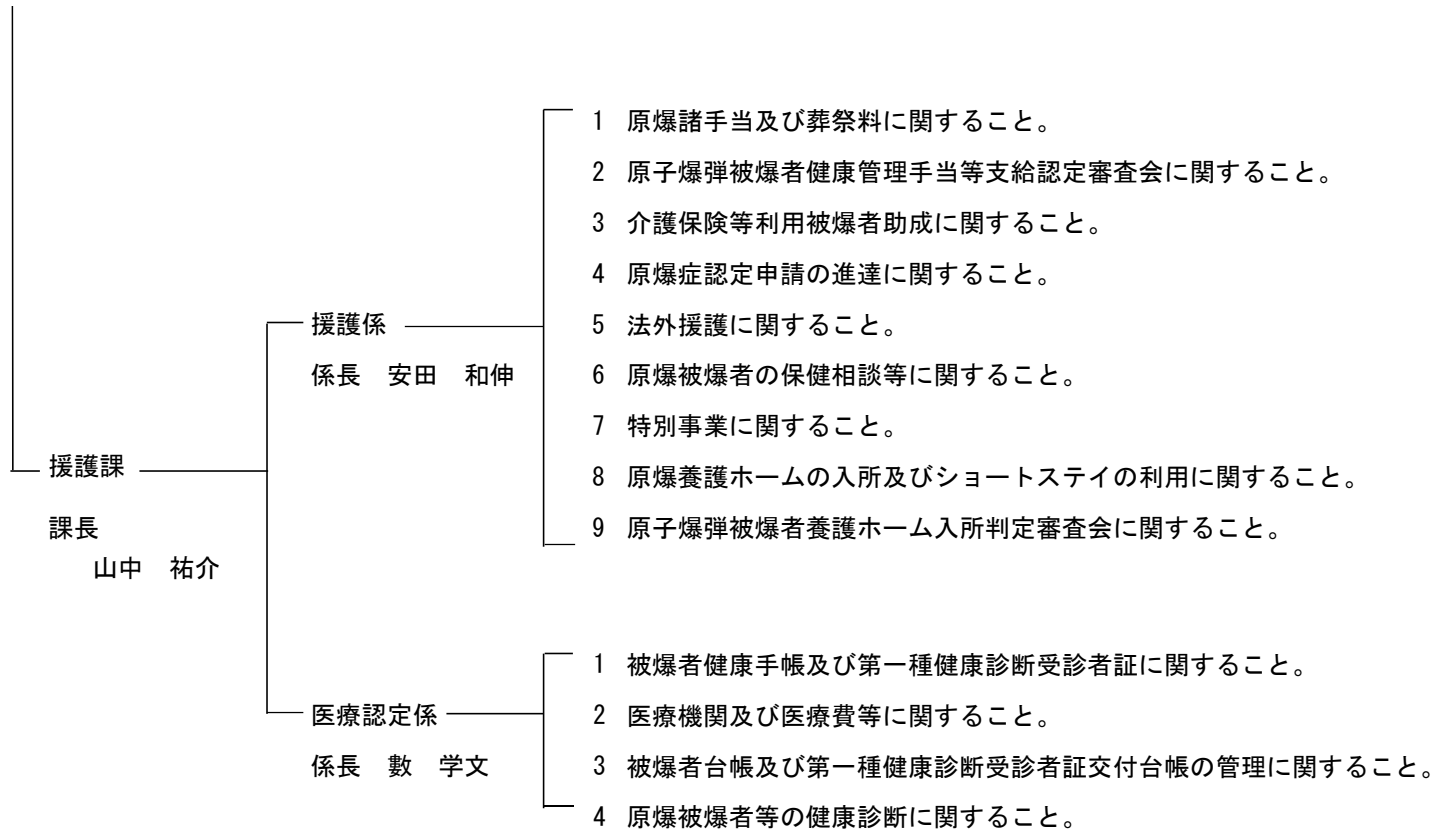
所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 機構及び事務分掌	2～4
2 職員数	5
3 事業の概要	
(1) 被爆者等の動向について	6～7
(2) 各種手当等について	8
(3) 原爆・平和関連施設の入館状況について	9～10
4 長崎市原子爆弾放射線影響研究会について	11～15
5 指定管理者の更新の方針について	
(1) 指定管理者制度導入施設一覧	16
(2) 非公募予定施設（長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター）	16～23
6 令和5年度指定管理者制度の状況について	別冊

原爆被爆対策部
令和6年6月

1 機構及び事務分掌





原爆資料館
館長 井上 琢治

(長崎平和推進協会派遣)
原爆資料館付
松尾 真由美

平和推進課
課長 松尾 美香
主幹 原賀 哲郎

係長 豊 美弥子
係長 高橋 亮平
係長 兼頭 伶弥

- 1 平和アピールの推進に関する事。
- 2 平和の文化の醸成に関する事。
- 3 平和に関する諸問題の調査研究に関する事。
- 4 国内外からの要人の接遇に関する事(平和推進課の所管に係るものに限る。)
- 5 長崎原爆資料館の展示更新に関する事。
- 6 長崎原爆資料館運営審議会に関する事。
- 7 平和宣言文起草委員会に関する事。
- 8 原爆資料館の所管に係る予算の経理に関する事。
- 9 平和会館及び永井隆記念館に関する事。
- 10 原爆資料館内事務の連絡調整に関する事。
- 11 (公財)長崎平和推進協会との連絡調整に関する事。
- 12 ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会に関する事。
- 13 平和首長会議に関する事。
- 14 日本非核宣言自治体協議会に関する事。
- 15 核兵器廃絶長崎連絡協議会に関する事。

被爆継承課
課長 田中 祐介
係長 末安 公貴

- 1 原子爆弾による被災に関する資料の調査・収集、保存及び公開に関する事。
- 2 被爆建造物等保存整備事業に関する事。
- 3 長崎市原子爆弾被災資料審議会に関する事。
- 4 長崎原爆遺跡調査検討委員会に関する事。
- 5 長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎に関する事。
- 6 県外原爆・平和展に関する事。
- 7 青少年ピースボランティア育成に関する事。
- 8 青少年ピースフォーラムに関する事。
- 9 青少年平和交流事業に関する事。
- 10 平和学習の支援に関する事。
- 11 「語り継ぐ被爆体験(家族・交流証言)」推進事業に関する事。
- 12 世界平和祈念行事実行委員会に関する事。
- 13 平和の灯実行委員会に関する事。
- 14 収蔵資料インターネット公開に関する事。
- 15 「被爆遺構マップ」等のサイトに関する事。
- 16 「長崎クスノキプロジェクト」推進事業に関する事。

2 職員数

原爆被爆対策部

職員数 49人

(令和6年6月1日現在)

部・課等	補職等名	人数	部・課等	補職等名	人数
原爆被爆対策部	部長	1人	原爆資料館	館長	1人
調査課 14人	課長	1人	平和推進協会派遣	(課長級)	1人
	課長補佐	1人	平和推進課 12人	課長	1人
	係長	2人		主幹	1人
	主任	1人		係長	3人
	主事	4人		主任	1人
	職員	5人		専門官	1人
厚生労働省派遣	(主事級)	1人		主事	2人
援護課 10人	課長	1人	職員	3人	
	係長	2人	外務省派遣	(主事級)	1人
	専門官	1人	被爆継承課 8人	課長	1人
	主事	2人		係長	1人
	職員	3人		主任	1人
	再任用職員	1人		主事	4人
				職員	1人

3 事業の概要

(1) 被爆者等の動向について

ア 被爆者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

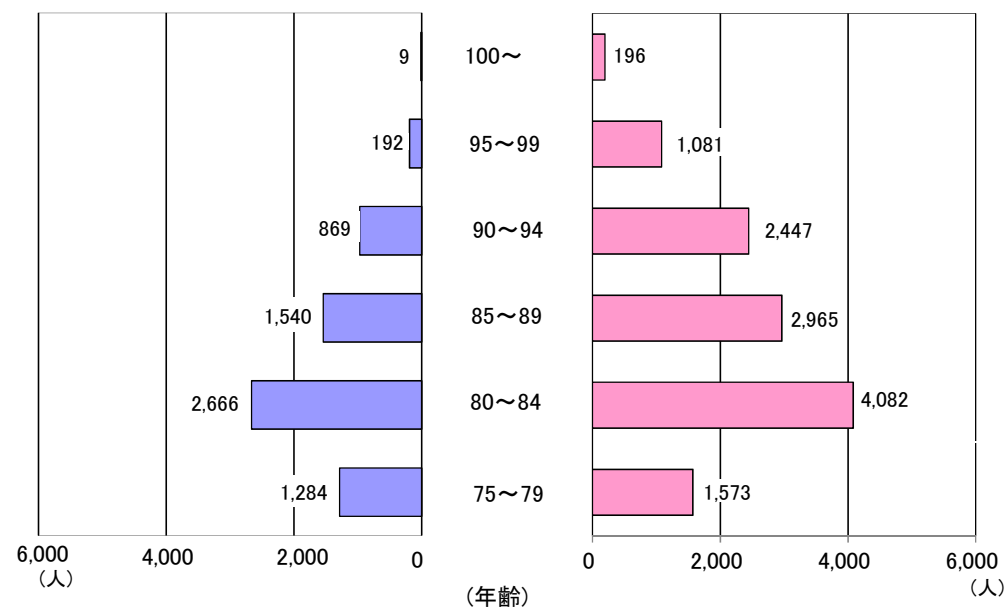
年度	被爆者健康手帳所持者数	増				減			増減 (a - b)
		新規	転入	切替等	計 a	死亡	転出	計 b	
R元	25,726	15	70	0	85	1,640	124	1,764	△ 1,679
R2	24,054	10	52	0	62	1,623	111	1,734	△ 1,672
R3	22,402	9	47	0	56	1,612	96	1,708	△ 1,652
R4	20,617	5	56	0	61	1,750	96	1,846	△ 1,785
R5	18,904	8	48	1	57	1,677	93	1,770	△ 1,713

イ 被爆者の状況

(令和6年3月31日現在)

	男性	計	女性
	6,560人 (34.7%)	18,904人	12,344人 (65.3%)
平均年齢	84.13歳	85.51歳	86.25歳

性別・年齢階層別被爆者数



ウ 第一種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第一種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	異動※	計b	
R元	5	1	0	1	0	0	0	0	1
R2	4	0	0	0	0	1	0	1	△ 1
R3	3	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
R4	3	0	0	0	0	0	0	0	0
R5	3	0	1	1	0	0	1	1	0

※「異動」欄は、第一種健康診断受診者証から被爆者健康手帳に切り替えた件数

エ 第二種健康診断受診者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	第二種健康診断受診者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
R元	5,244	3	7	10	238	8	3	249	△ 239
R2	4,981	0	7	7	259	9	2	270	△ 263
R3	4,699	3	1	4	271	15	0	286	△ 282
R4	4,389	0	7	7	292	25	0	317	△ 310
R5	4,064	1	7	8	317	15	1	333	△ 325

※「その他」欄は、被爆者健康手帳取得等による返還の件数

オ 被爆体験者精神医療受給者証交付者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)

年度	被爆体験者精神医療受給者証交付者数	増			減				増減 (a - b)
		新規	転入	計a	死亡	転出	その他※	計b	
R元	4,514	15	3	18	204	6	7	217	△ 199
R2	4,307	15	6	21	216	7	5	228	△ 207
R3	4,057	9	1	10	242	11	7	260	△ 250
R4	3,786	11	4	15	261	18	7	286	△ 271
R5	3,537	38	7	45	274	14	6	294	△ 249

※「その他」欄は、更新(継続)辞退等による返還の件数

(2) 各種手当等について

種 別	支給の対象となる人	令和6年度金額	種 別	支給の対象となる人		令和6年度金額	
医療特別手当	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものであるという厚生労働大臣の認定を受けた人(認定被爆者)で、現在もその負傷又は疾病の状態にある人	月額 150,020円	保健手当	爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した人及び被爆当時その人の胎児であった人	左に該当する人のうち、次(ア)又は(イ)に該当する人 (ア)省令で定める範囲の身体上の障害がある人 (イ)配偶者、子及び孫のいずれもいない70歳以上の人であって、その人と同居している人がいない人	月額 36,900円	
	特別手当	上記認定を受けた人で、現在は認定された負傷又は疾病の状態にない人			月額 55,400円	上記(ア)、(イ)のいずれにも該当しない人	月額 18,500円
原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の人	月額 51,630円	介護手当	省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害により介護を要する状態であって、かつ、実際に介護を受けている人	[費用介護] 費用を支出して介護を受けたとき(介護保険利用の場合の対象サービスは訪問介護・夜間対応型訪問介護・訪問型サービス(第1号訪問事業))	重 度	月額 106,820円以内 〔下限額 23,550円〕
健康管理手当	次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人 1. 造血機能障害 2. 肝臓機能障害 3. 細胞増殖機能障害 4. 内分泌腺機能障害 5. 脳血管障害 6. 循環器機能障害 7. 腎臓機能障害 8. 水晶体混濁による視機能障害 9. 呼吸器機能障害 10. 運動器機能障害 11. 潰瘍による消化器機能障害	月額 36,900円				中 度	月額 71,200円以内
			葬祭料	被爆者が死亡したとき、その人の葬祭を主として行った人(死亡原因が交通事故、先天性疾病など原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかなる場合を除く)	215,000円		

(3) 原爆・平和関連施設の入館状況について

ア 原爆資料館

(単位：人)

年度	展示室						ホール 図書室 平和学習室	合計
	有料			無料	小計	うち 修学旅行生		
	大人	小人	計					
R3	71,314	160,589	231,903	35,802	267,705	149,697	42,461	310,166
R4	209,222	276,026	485,248	59,097	544,345	247,205	79,888	624,233
R5	363,299	259,672	622,971	59,973	682,944	217,144	75,809	758,753

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館
 令和3年度（104日間） 令和3年4月28日から令和3年6月7日まで（41日間）
 令和3年8月10日から令和3年9月12日まで（34日間）
 令和4年1月23日から令和4年2月20日まで（29日間）

イ 永井隆記念館

(単位：人)

年度	展示室						小計	図書室	合計
	有料			無料					
	個人	団体	計	高校生以下	その他	計			
R3	2,346	85	2,431	61,350	3,577	64,927	67,358	4,738	72,096
R4	5,312	700	6,012	83,842	5,687	89,529	95,541	5,984	101,525
R5	6,544	3,681	10,225	86,857	5,534	92,391	102,616	7,489	110,105

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館
 令和3年度（104日間） 令和3年4月28日から令和3年6月7日まで（41日間）
 令和3年8月10日から令和3年9月12日まで（34日間）
 令和4年1月23日から令和4年2月20日まで（29日間）

ウ 被爆建造物等

(単位：人)

年度	長崎県防空本部跡 (立山防空壕)	三菱兵器住吉 トンネル工場跡	長崎原爆遺跡 旧城山国民学校校舎	山里小学校 原爆資料室	合計
R3	9,377	2,236	17,884	39,817	69,314
R4	13,907	2,292	23,720	52,967	92,886
R5	12,764	2,416	23,386	51,301	89,867

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため次の期間を臨時休館(住吉トンネル工場跡を除く)
 令和3年度(104日間) 令和3年4月28日から令和3年6月7日まで(41日間)
 令和3年8月10日から令和3年9月12日まで(34日間)
 令和4年1月23日から令和4年2月20日まで(29日間)

4 長崎市原子爆弾放射線影響研究会について

1 概要

(1) 設置の経緯・目的

原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項について調査し、原爆被爆者援護行政の施策の推進の参考とするため、医学、物理学及び疫学の専門家で構成される長崎市の附属機関として平成25（2013）年に設置。放射線による人体影響に関する研究内容等の文献や情報を収集し、得られた知見に関する意見交換を行うもの。

(2) 主な研究の範囲

- ア 被爆地域の拡大是正に関係がある知見
- イ 放射線被曝の遺伝的影響に関係がある知見

(3) 委員

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
朝長 万左男（会長）	日本赤十字社長崎原爆病院 名誉院長	松田 尚樹	長崎大学 名誉教授
三根 真理子	長崎大学原爆後障害医療 研究所 客員教授	永山 雄二 ※令和6年1月5日まで	元長崎大学原爆後障害医療 研究所 教授
高村 昇	長崎大学原爆後障害医療 研究所 教授	神谷 研二 ※令和5年8月10日まで	元広島大学 副学長

※所属機関退任のため現委員ではない

(4) 開催状況

	年月日	議 題
第1回	平成25年12月16日	援護行政の課題説明
第2回	平成26年3月13日	アメリカの調査団や日本の大学などによって行われた学術調査等について説明
第3回	平成26年10月7日	①「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査報告」について ②原爆放射線の人体影響に関する研究等情報について
第4回	平成27年3月31日	①原爆放射線とフォールアウトについて ②原爆放射線の人体影響に関する研究等の情報について
第5回	平成27年9月28日	①「被曝線量をモニターした原子力施設労働者（INWORKS）における電離放射線と白血病及び悪性リンパ腫による死亡リスクの関連性についての国際コホート（母集団）研究」 ②「日米合同調査団報告書」に見る急性症状 ③広島および長崎の原爆における残留放射能強度測定報告書 ④長崎総合科学大学大矢名誉教授の研究論文について
第6回	平成28年3月30日	①低線量放射線の健康リスクについて ②第5回研究会までの被曝線量調査結果についてのまとめ ③低線量被曝に関する人体影響の研究論文の調査結果について
第7回	平成28年9月29日	①「原爆被爆者追跡調査（寿命調査：LSS）における低線量被曝リスクの評価」 ②小児および胎児の放射線被曝による癌リスクの調査結果について
第8回	平成29年3月31日	①2015～2016小児CTスキャン論文の紹介およびCTがんリスクの検討 ②原発労働者におけるpooling dataの長所と短所 ③第8回長崎市放射線影響研究会までの中間報告について
中間報告	(市長) 平成29年7月6日 (厚生労働省) 平成29年7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ●現在のところ20mSvを含む低線量被曝の人的影響については、なお不確実な状況 ●今後も引き続き最新の研究論文等の情報を収集し、検証していくことが必要 ●被爆二世における白血病の増加の論文を解析したが、科学的には十分な根拠を欠いている

(4) 開催状況 つづき

	年月日	議 題
第9回	平成30年3月30日	①爆心地近くで被ばくした被ばく者の子孫における新規一塩基変化（新規突然変異）の検出について ②子どもの放射線被ばくの影響と今後の課題について
第10回	平成31年3月29日	①原子爆弾災害調査における放射線被曝と急性症状の発現 ②国際原子力労働者研究（INWORKS）：長期低線量被曝の健康影響に関する知識を向上させるための共同疫学研究 ③小児CTスキャンによる癌のリスク：放射線防護にとっての意味づけ
第11回	令和2年3月23日	①小児期に低線量（<100mSv）の電離放射線に曝された人々の白血病および骨髄悪性腫瘍：9つの歴史コホート研究のプール分析 ②長崎原爆被爆者におけるプルトニウム内部被曝のオートラジオグラフ分析
第12回	令和3年3月25日	①EPI-CT研究：ヨーロッパ7ヶ国による統合型疫学研究における小児CTの放射線誘発がんリスクの定量化
第13回	令和4年3月30日	①EPI-CT study論文の取扱いについて ②韓国の若年集団における低線量電離放射線診断の被ばくと癌リスクの関連性 ③低線量、高エネルギー被ばく集団の疫学調査における交絡と選択バイアスの評価 ④低線量照射とがんに関する疫学研究：理論的根拠、論文の枠組、適切な研究の概要
事前協議	令和5年3月3日 令和5年10月23日 令和6年2月20日 令和6年4月15日	①報告書について ②EPI-CT研究：小児、青年および若年成人におけるCT検査の放射線被曝による悪性腫瘍リスクの上昇
第14回	令和6年5月14日	①報告書について
市長報告	令和6年6月 ⁵ 3日	次ページ 報告書（概要）参照

2 報告書(概要)

(1) 主な報告内容

- ア 被爆拡大地域の一部の地域において、20mSv近傍を超える低線量被曝があったことが推定される。
- イ 低線量被曝の人体への影響について、グローバルスタンダードとなり得る確固たる知見を見出すことまでは困難であったものの、近年は低線量の人体影響を示唆するような国際的な論文等も出てきており、その動向に国・県・市においても注視していくこと。
- ウ 今後、ゲノム解析等による先進的な研究がさらに進み、原子爆弾の放射線による人体への健康被害が解明され、遺伝的影響についても結論が導かれることを期待したい。

(2) 会長あしがき

原爆行政の現時点での最大の課題である、未指定地域住民における 100mSv未満の健康影響の有無についての科学的知見が近年増加してきており、これら低線量研究における成果は、被爆地拡大の行政的判断において参考になるものと思われる。

3 今後のスケジュール

- (1) 厚生労働省へ報告書を提出予定（会長、原爆被爆対策部長）
- (2) 9月議会において「長崎市附属機関に関する条例の一部改正」議案を提案予定

4 その他、被爆地域の拡大是正などに向けた取組み

(1) 長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）による国への要望（毎年6月議会終了後）

(2) 長崎の黒い雨の記録に関する調査を県・市で国へ要望（令和6年5月）

ア 国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館所蔵の被爆体験記の早急な調査完了

令和5年2月	調査を国へ要望
令和5年9月から 令和6年6月まで	<ul style="list-style-type: none">・国が長崎における被爆地域以外の記述がある体験記3,744件を抽出し、雨に関する記述を41件、飛散物に関する記述を159件確認・統計学、疫学等の専門家による検証
令和6年6月11日	【国から結果報告】 <ul style="list-style-type: none">・降雨等を客観的事実として捉えることはできなかった・引き続き、天候そのものに関する記述を調査する

イ ABCC（原爆傷害調査委員会）が実施したとされる原子爆弾投下後の残留放射線に関する記録調査として、新たに「米国テキサス医療センター図書館」を追加

令和5年2月	調査を国へ要望
令和5年10月から 令和6年3月まで	国が「米国国立公文書館」及び「米国科学アカデミー」を調査
令和6年3月29日	【国から結果報告】 <ul style="list-style-type: none">・原子爆弾投下後の残留放射線に関する記録は発見されなかった
令和6年度	国が「米国トルーマン大統領図書館」を調査予定

ウ 英国陸軍調査団が実施した資料の調査として、「英国公文書館」を実施

(3) 被爆体験者支援事業の対象疾病を全てのがん種に拡げることを県・市で国へ要望（令和6年5月）

5 指定管理者の更新の方針について

(1) 指定管理者制度導入施設一覧

選定方法	施設名	設置根拠（条例）	現在の指定管理者	指定期間	所管課
公募	長崎原爆資料館 長崎市平和会館	長崎原爆資料館条例 長崎市都市公園条例	長崎平和施設管理グループ	令和元年9月1日～ 令和6年8月31日	平和推進課
非公募	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター	長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター条例	公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	調査課
	長崎市永井隆記念館	長崎市永井隆記念館条例	特定非営利活動法人長崎如己の会	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	平和推進課
	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎	長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎条例	城山小学校被爆校舎平和発信協議会	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	被爆継承課

※長崎原爆資料館・長崎市平和会館は、長崎市歴史民俗資料館と併せて、上記の指定管理者を選定している。

(2) 非公募予定施設（長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター）

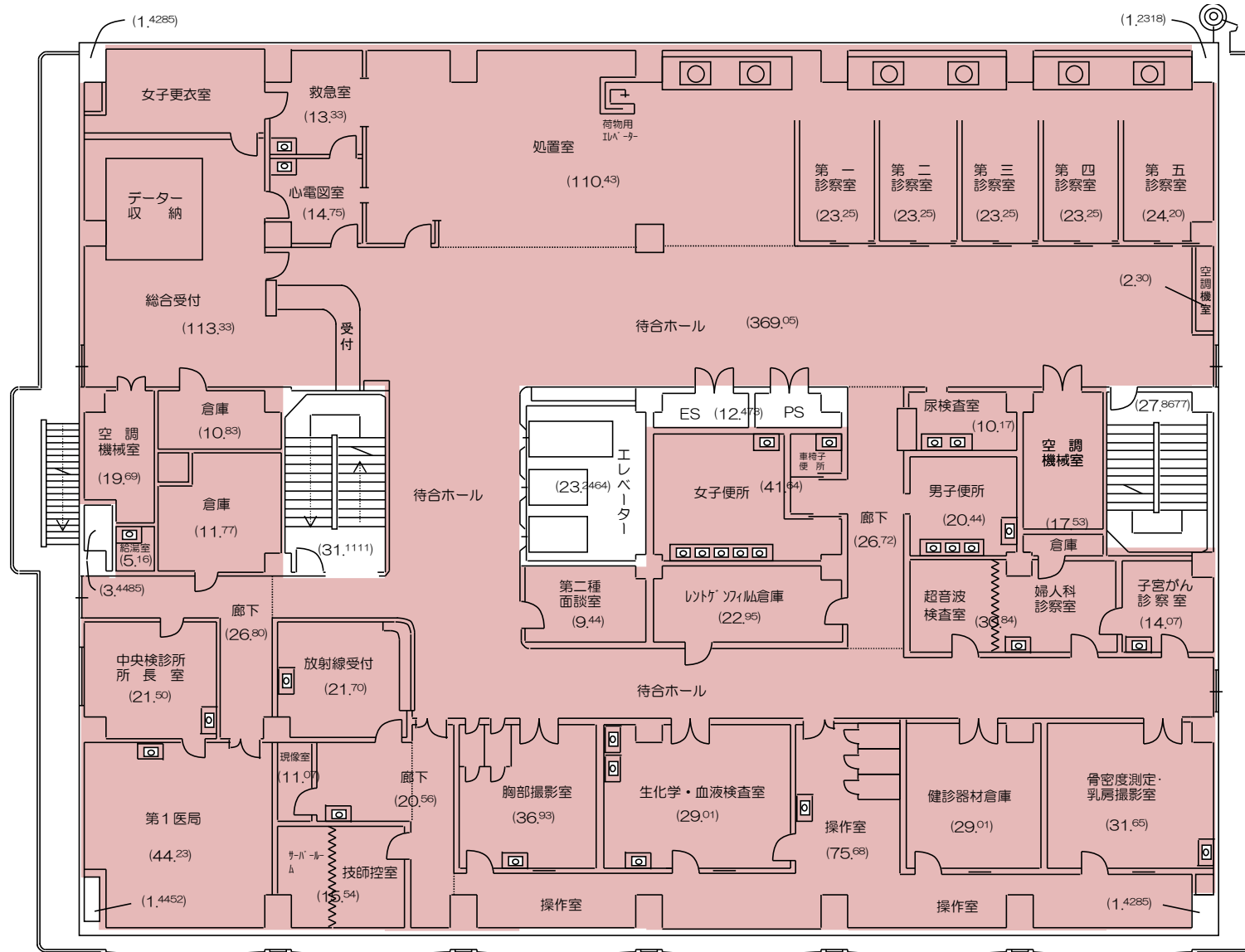
ア 施設の概要

(ア) 位置図



(イ) 平面図

ハートセンター6階（うち原子爆弾被爆者健康管理センター専用部分の面積：1345.32 m²）



※赤色：原子爆弾被爆者健康管理センター、白色：共用部分

ハートセンター7階（うち原子爆弾被爆者健康管理センター専用部分の面積：865.86㎡）



※赤色：原子爆弾被爆者健康管理センター、青色：障害福祉センター、白色：共用部分

(ウ) 名 称 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター（以下「センター」という。）

(エ) 所 在 地 長崎市茂里町 2 番 41 号

(オ) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 8 階のうち 6、7 階部分
延床面積 3215.55 m² ※障害福祉センターとの共有部分を含む

(カ) 設置年月日 平成 4 年 4 月 1 日

(キ) 設 置 目 的 原子爆弾被爆者の健康の保持及び福祉の増進を図るため。

(ク) 主な施設内容

6 階	総合受付、放射線受付、処置室、診察室、尿検査室、心電図室、救急室、胸部撮影室、骨密度測定・乳房撮影室、超音波検査室、子宮がん診察室、生化学・血液検査室、婦人科診察室、健診器材倉庫、面談室、中央検診所所長室、第 1 医局
7 階	洗浄室、地区健診準備室、検診業務処理室、資料室、コンピュータ室、第 2 医局、会議室、理事長室、事務局長室、事務室、健康教育室、調理実習室

(ケ) 開館時間の承認の基準 通常：8 時 45 分 ～ 17 時 30 分
毎月の第 3 日曜日：8 時 45 分 ～ 正午

(コ) 休館日の承認の基準 土曜日、毎月の第 3 日曜日を除く日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する休日
1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

イ 指定管理者制度導入による効果の検証

(ア) 利用者の推移

(単位：件)

年度		導入前 ^{※1} (26年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康診断	一般検査	26,771	15,023	14,349	12,895	11,975
	がん検査	18,628	9,140	8,341	7,195	6,447
	精密検査	23,062	11,838	11,345	10,166	9,545
日常生活支援事業 ^{※2}		2,915	727	1,008	1,705	1,802
合計		71,376	36,728	35,043	31,961	29,769

※1…平成27年度から指定管理業務に被爆者健康診断等を含めたため、導入前年度を平成26年度とした。

※2…日常生活支援事業においては、民間施設を利用して実施する事業分も含む。

【参考】被爆者健康手帳及び第一種・第二種健康診断受給者証所持者数

(単位：人)

年度	導入前(26年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被爆者数	34,199	24,054	22,402	20,617	18,904
第一種	10	4	3	3	3
第二種	6,451	4,981	4,699	4,389	4,064

(イ) 指定管理委託料 ※修繕に係る委託料を除く

(単位：千円)

年度	導入前※ (26年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
金額	443,072	253,827	241,627	219,155	205,465

※平成27年度から指定管理業務に被爆者健康診断等を含めたため、導入前年度を平成26年度とした。

(ウ) 利用料金収入 センターには有料の施設がないため、利用料金制度は導入していない。

(エ) 主なサービス向上策

- ・ 過去の健康診断データを集中管理し、検査から健康指導に至るまで、被爆者の健康管理を一貫して行っている。
- ・ 利便性向上のために、公民館、集会所等を会場とした巡回健診を実施している。
- ・ 被爆者健康手帳及び第一種・第二種健康診断受診者証所持者を対象に、被爆者健康診断と同時に後期高齢者医療健康診査を実施している。
- ・ 未受診者に対する受診の呼びかけを実施し、利用者増加に取り組んでいる。
- ・ 研修等を通じて、医療等のサービスの向上に努めている。

(オ) 評価

- ・ 指定管理者として、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に規定する被爆者健康診断事業などの各種事業を適切に実施している。
- ・ 利用者が安心して気持ちよく受診できるような環境づくりに努めており、利用者からの評価も非常に高い。
- ・ 被爆者数の減少に伴い利用者数も減少傾向にあるが、収支改善のために人員削減や配置の見直しを行うなど、効率的・効果的な組織体制の構築に努めている。

ウ 次期指定管理者の選定方針について

(ア) 現在の指定管理者 公益財団法人 長崎原子爆弾被爆者対策協議会（以下「原対協」という。）

(イ) 現在の指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日

(ウ) 次期指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

(エ) 選定方法 非公募

(非公募の理由)

原対協は、昭和33年10月に県・市・大学・医師会及び被爆者団体が中心となり設立され、原子爆弾被爆者の医療及び援護等の対策を講じて、その推進を図り、被爆者の健康と福祉の増進に寄与することを目的としており、これまで一貫して、被爆者健康診断、日常生活支援など被爆者援護事業の分野で本市における中心的団体として事業を行っており、十分な実績を有している。

また、センターで行う健康診断事業、地区健診、日常生活支援などに対応するため、医師、看護師、放射線技師等の高度な専門性を要する医療資格者を多く配置する必要があるが、同法人は、これらのスタッフを有しており、また、センターで使用している医療機器等は、原対協が所有しているものである。

平成18年4月以降、指定管理者として円滑に事業を実施しており、利用者からの評価も高く、今後とも健康診断等の事業及び施設管理を適正に実施できるとの判断から、指定管理者として指定を行うもの。

(オ) 利用料金制 センターに有料の施設がないため、利用料金制度は導入しない。

エ 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和6年6月	6月議会	・更新の方針の説明（所管事項調査）
令和6年8月		・特定団体に仕様書等を提示
令和6年9月		・特定団体から指定に必要な書類を受領
令和6年11月	11月議会	<ul style="list-style-type: none"> ・特定団体の決定 <li style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定 ・指定議案審査 <li style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定 ・補正予算議案審査